

平成30年度北海道大学大学院

文学研究科修士課程入学試験問題（前期）

試験区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般入試 <input type="checkbox"/> 外国人留学生特別入試
試験科目名	<input checked="" type="checkbox"/> 専門試験（ 日本史学 ） <input type="checkbox"/> 共通外国語（ ）
出題の意図	<p>大学院において日本史学分野の研究を行うためには、基礎的な日本史学の研究史を修得した上で、史料を読解し、自ら考え分析する能力が必要である。問題Ⅰは、全受験者共通問題として日本史学における研究史の蓄積を理解しているかどうか、またオリジナルな見解を導き出す力があるかどうかを見ることとしている。問題Ⅱは、前近代と近代の選択問題として、自己の専門とする時代に関する深い理解と資料読解能力があるかどうかを見ることとしている。</p>

平成30年度
北海道大学大学院文学研究科修士課程入学試験問題（前期）
（専門試験） 日本史学 全5枚のうち1枚目

この試験では、試験問題 5枚、解答用紙 2枚を配付する。

.....
【問題の構成】

- ①全2問。問題Ⅰと問題Ⅱとからなる。
- ②問題Ⅰは共通問題である。受験者は、全員、この問題を解答しなさい。
- ③問題Ⅱは選択問題である。受験者は、AまたはBのいずれかを選択し、解答しなさい。

【解答用紙の使用方法】

解答は問題Ⅰと問題Ⅱについて、別々の解答用紙に記入すること。
.....

問題Ⅰ

日本史における史料とは何か。具体例を挙げながら論じなさい。

問題Ⅱ

A

次の【史料ア】・【史料イ】を読んで、問1～8の設問に答えなさい。なお、出題の都合上、史料の表記を改めたところがある。

【史料ア】

塩越町 中田屋七藏

其方義、古来は問屋家業代々相統致来候、然ル処、去ル子年地震大変ニ付、潤方損し、諸国之船々入着無之、客方自然と落相成、問屋家業渡世行届兼、両親・家内之養育相成兼候ニ付、(a) 御米百俵拝借仕度段、願出候得共、近年於 (b) (平出) 御上衰 (c) (闕) 時御物入多候得共、併其方家之儀者、前々御用も参上候之故、難被御捨置、依之、(d) 鼠目三拾貫文被下置候間、細々ニも (e) 問屋家業相統候様、可致候、

申 十一月廿三日

(中田ユキ家所蔵文書、『象潟町史』資料編Ⅰ所収)

問1 傍線部(a)につき、次の問いに答えなさい。

- イ 「御米百俵拝借」を願ったのは誰か、史料中の文言を抜き出して答えなさい。
- ロ 「御米百俵拝借」の願いを審理したのは誰か、史料中の文言を抜き出して答えなさい。
- ハ 史料を読み、「御米百俵拝借」を願った理由を整理して答えなさい。
- ニ 史料を読み、「御米百俵拝借」の願いがどう審理され、どう結論が出されたか、整理して答えなさい。

問2 傍線部(b)・(c)は、古文書学上の用語である。それぞれ平仮名で記したうえで、それぞれの意味を答えなさい。

問3 傍線部(d)を平仮名で記し、その意味を答えなさい。

問4 傍線部(e)「問屋家業」の「問屋」は、どういった「家業」と考えられるか。史料の内容に即して、漢字四文字程度で簡潔に答えなさい。

【史料イ】

永代売渡申人之事

合卷人者、名へ(フ)与九郎、年ハ廿六也

右此者、我等普代相伝の者たりといへとも、依有要用、米拾四俵ニ永代密蔵院へ売渡申処実正也(セ)

若男子いくたり出来候共、其方ニへ普代の物たるべく候、(ハ)如此上へ、於子々孫々、永代遺乱有
間敷候、仍永代之状如件

永禄十三年午三月十日

密蔵院参

蔵助

勝忠(花押)

新八(花押)

(尾張国密蔵院文書、『大日本史料』第十篇之五所収)

問5 【史料イ】全体を読み、次の問いに答えなさい。

- イ この史料の作成者と死所との間で、傍線部(フ)「与九郎」につき取り決められた契約の内容を説明しなさい。
- ロ このような契約は、近世では基本的に否定された。その理由について安良城盛昭は、小農自立の観点から説明している。安良城の説明につき、知るところを述べなさい(批判的に述べてもよい)。

問6 傍線部(セ)は、問5イで問うた契約の付帯条項である。

- イ 適宜主語を補いつつ、現代語に訳しなさい。
- ロ このような条項が付帯されたのはなぜか、当時の慣行を踏まえ、説明しなさい。

問7 傍線部(ハ)につき、すべてひらがなに直しなさい。

問8 【史料イ】が所収されている『大日本史料』は、明治三四年(一九〇一)から現在まで刊行が継続されている史料集である。現在これの編集にあたっている機関の名称をこたえなさい。

問題Ⅱ

B

次の史料を読んで、以下の設問(問一～問五)に答えなさい。

【史料】

昭和五年三月二十四日

日米妥協案による海軍部内の收拾方若槻全権の依頼に対する財部全権の拒絶について

幣原大臣

松平大使

若槻氏ヨリ極秘左ノ發電依頼セラレタリ

財部全権ヨリ内地海軍部内ニ發電ノコト懇々同全権ノ承諾ヲ求メタル処考慮ズベシト答ヘラレタルノミニテ其同意ヲ得ルコト能ハサリシガ、財部全権ハ部下ニ相談セラレタルモノノ如ク、昨夕ニ至リ(a)何分兵力ニ関スルコト故ニ自分ヨリ予ノ依頼シタルガ如キ電報ヲ発スルコトハ出来ズトテ断然拒絶セラレタリ。

其際予ハ仮協定案ヲ得ルニ至ル迄ニハ予ノカノ許ス限リヲ尽シタルモノニシテ此ノ上英米ノ譲歩ヲ得ルノ見込ナク、而カモ仮協定案ヲ得タル後十数日全ク交渉ヲ為サザリシ今日我ヨリ何等カノ要求ヲ為スナラハ会議ヲ決裂セシムルノ決心ヲ以テセサルベカラズ。会議決裂ノ結果ハ明年ヨリ主力艦ノ代換ヲ始メサルベカラズ。補助艦ニ付テモ英米特ニ米國ハ故意ニモ日本ノ追及困難ナル製艦競争ヲ為スニ至ルベク、(b)之ガ財源ノ負担ハ疲弊シタル日本經濟界ノ回復ヲ阻害スルコト甚ダシカルベク、又、明年一月ニ償還期ノ到達スル英貨公債ノ借換ヘモ、之カ為メ如何ナルコトトナルヤ計リ難ク、更ニ國際關係ニ及ホス影響ニ至リテハ英米ノ感情ヲ損シタル日本ノ立場ガ頗ル苦境ニ陥ルベキコトハ火ヲ賭(み)ルヨリモ明カナリ、トテ財部全権ガ政治家トシテ決然起ツテ大局ヲ救フノ途ニ出テラレコトヲ力説シタリシガ会議決裂ヨリ生スベキ影響ニ付テハ同全権ハ悉ク予ト意見ヲ同シセラレサリシモ、会議ヲ決裂セシムルコトハ之ヲ欲セラレサルモノノ如シ。

(外務省『日本外交文書一九三〇年ロンドン海軍會議 下』)

問一 ロンドン海軍軍縮會議では、日本側は補助艦総トン数を対アメリカ比率七割とすることを主張していた。この史料は、アメリカ側が日本の対アメリカ比率を六割九分七厘五毛とする「仮協定案」を提示した後のものである。若槻礼次郎は、この「仮協定案」に対してどのような態度をとっているか、説明しなさい。

問二 傍線部(a)について、なぜ海軍大臣であり軍縮會議全権の一人である財部彪が「兵力ニ関スルコト」ゆえに電報を打てないと言っているのか、説明しなさい。

問三 傍線部(b)では、当時の日本經濟が置かれている状況についての若槻の大きな懸念が示されている。当時の日本經濟の状況について「恐慌」、「金本位制」の語を用いて説明しなさい。

問四 このやりとりの翌月に、史料中の仮協定案の内容でロンドン条約が調印される。同条約は五年間の期限が設けられていたので、一九三五年に軍縮会議が開催された。しかし、日本は軍縮会議から離脱し、ロンドン条約を更新することはなかった。一九三〇年には調印にいたった軍縮条約が、一九三五年にはまったく実現しなかったことについて、その理由を説明しなさい。その際、国際関係および日本国内事情の双方に言及すること。

問五 あなたが大学時代にすぎした市町村の歴史を調べる場合、どのような方法により調べるとよいと思うか、具体的に市町村名をあげながら説明しなさい。